

III. 学籍の取り扱い

1. 学籍とは

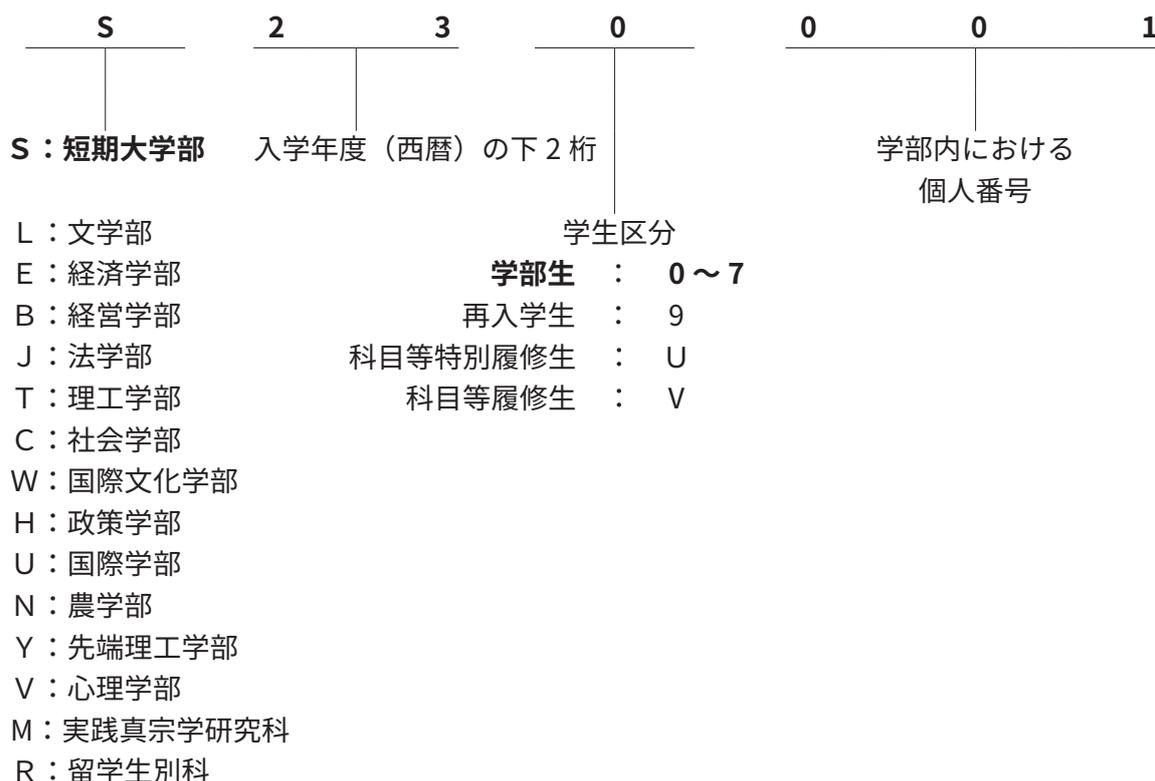
「学籍」とはその学校の在学者としての身分を意味する用語です。学籍は入学によって発生し、入学は大学が行った入学許可に対して学生の入学諸手続きが完了することにより成立します。学籍は卒業により消滅します。

2. 学籍簿

(1) 学籍番号

入学と同時に、各個人に記号と数字を組み合わせた7桁の**学籍番号**が与えられます。在学中の学内における事務取扱は、すべてこの学籍番号により処理されます。学籍番号は卒業後も変わらない当人固有の番号であり、本学在学中は身分証明書（学生証）の番号でもありますから、正確に記憶し、記入が必要な場合は省略せずに記入してください。

学籍番号の仕組み



このような仕組みになっているので、同姓同名者がいたとしても混同を防ぐ機能を持っています。頭のアルファベット（学部をあらわす）が記入されていないと、他学部の学生と区別ができませんので注意してください。

履修をはじめるにあたって
シラバス
履修の心得
単位制度と開設方法
授業科目の履修登録
成績評価
教育課程
教育課程の編成方法
諸課程
その他
学修生活の手引き
学籍の取り扱い
付録

(2) 学籍簿

学籍取得により、大学における在学関係を明確にするものとして、**学籍簿**（入学手続き時に各自が Web 入学手続にて登録）が編成されます。学籍簿に登録される事項（本人の現住所、保証人の現住所、学費の請求先等）は、基本的には本人であることの確認に必要な事項に限定されています。これらの記載事項に変更が生じたときには直ちに短期大学部教務課窓口へ届け出てください。

3. 学生証

学生証は、本学の学生であるという身分を証明するとともに、学生生活での諸手続きに際して本人であることを証明する大切なものです。

(1) 学生証は常に携帯し、次の場合はこれを提示しなければなりません。

- ① 試験を受けるとき。
- ② 各種証明書の発行を受けるとき。
- ③ 通学定期乗車券の購入および学割証の交付を受けるとき。
- ④ 龍谷大学保健管理センターを利用するとき。
- ⑤ 図書館を利用するとき。
- ⑥ その他、本人であることを確認することが必要なとき。

(2) 入学時に交付した学生証は、卒業するまで使用しますので大切に扱ってください。ただし、在籍を証明する「**在籍確認シール**」（学生証裏面に貼付）は、毎年学年始めに配付します。新しい「**在籍確認シール**」を受け取ったら（在籍生は、必ず前年度のシールをはがしたうえで）、速やかに新しいシールを貼ってください。

シールを重ねて貼ると、カードに登録されている情報が認識されず、図書館に入館できないなどのトラブルが発生することがあります。

なお、**当該年度の「在籍確認シール」が貼られていない学生証は、無効として取り扱いますので注意してください。**

(3) 学生証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに短期大学部教務課窓口へその内容を届け出てください。ただし、「**在籍確認シール**」に記載されている“通学区間情報”を変更する場合は、ポータルサイトの“連絡先・通学情報登録”画面にて変更のうえ、短期大学部教務課窓口で「**在籍確認シール**」の交付を受けてください。

(4) **学生証を破損または紛失した場合は、直ちに短期大学部教務課窓口へ届け出てください。**届出は所定の「**学生証再発行願**」（紛失・破損届）に必要事項を記入・捺印のうえ提出してください。

なお、紛失した場合は、直ちに最寄りの警察署（交番）・生協事務室に紛失届等の提出をしてください。

(5) 学生証の再発行については、1,000 円の手数料が必要です。証明書自動発行機より学生証再発行願を出力できますので、所定の手続きを短期大学部教務課窓口にて行ってください。また、学生証の再発行には、2 日以上を要するので注意してください。

(6) 学生証を折り曲げたり汚したり磁気に近づけたりしないでください。

(7) 学生証は他人に貸与または譲渡してはいけません。

(8) 除籍・退学の場合または有効期限が過ぎた学生証は、速やかに短期大学部教務課窓口へ返納してください。

履修をはじめ るにあたって	履修の心得	教育課程	学修生活の手引き
シラバス	履修登録	諸課程	学籍の取り扱い
単位制度と 単位の認定	成績評価	その他	付録
授業科目の 開設方法	教育課程の 編成方法		

4. 学籍の喪失

卒業以外の事由で学籍を喪失（本学の学生でなくなる）する場合としては、退学と除籍の2種類があり、さらに退学はその内容により依願退学と懲戒退学に区分されます。

(1) 退学

① 依願退学

依願退学は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなる）することです。依願退学は、学生の意志によるものであることから、いつでも願い出ることができますが、次の諸手続きが必要です。

(ア) 大学所定の書式により、退学理由を明記し、保証人と連署により願い出てください。

(イ) 当該学期分の学費を納入していること（学費の納入と学籍の取得は対価関係にあり、学費の納入の無い者は本学学生と見なすことができず、したがって退学を願い出る資格もありません。なお、学期当初に退学をする場合は、学部で個別に対応しますので相談してください）。また、休学期間中の者も退学を願い出ることができますが、除籍となった者は、退学を願い出ることができません。

② 懲戒退学

懲戒退学は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、在学契約を解消することです。

(2) 除籍

「懲戒」という概念になじまない事由であっても、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。このため本学ではこれを**除籍**として処理しています。しかし、除籍といえども本学学生としての身分を失う点では、退学と同じ結果となるので、その事由は学則により明記されています。

本学学則において定められている除籍の事由は、次のとおりです。

- ① 定められた期間に所定の学費を納入しないとき。
 - ② 在学し得る年数（通常の場合は4年間）以内に卒業できないとき。
 - ③ 休学期間を終えても復学できないとき。
- なお、死亡の場合も除籍とします。

5. 休学と復学

学生が疾病またはその他の事情により、3カ月以上修学を中断しようとするときは、**休学**を願い出ることができます。

(1) 休学の願出

休学には、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により願い出ること。
- ② 休学の必要性を証明する書類（診断書等）を添付すること。
- ③ 保証人と連署で願い出ること。

(2) 休学期間

- ① 休学期間は、1学年間または1学期間のいずれかです。

1学年間あるいは第1学期（前期）休学希望者は6月30日まで、第2学期（後期）休学希望者は12月31日までに短期大学部教務課窓口で大学所定の書類を提出してください。なお、受付は窓口の開室日に限ります。

- ② 休学期間の延長の必要がある場合は、さらに1学年間または1学期間の休学期間の延長を願ひ出すことができます。
- ③ 休学期間は、本学在学中に通算して2年を超えることはできません。
- (3) 休学中の学費
休学者は、学費として休学する学期の休学在籍料（100,000円（年間））を納入しなければなりません。
- (4) 復学の願ひ出
休学者の休学事由が消滅したときは、願ひ出により復学することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（前期または後期の開始日）に限定されています。復学の願ひ出は、学期開始日の前1ヶ月以内にしなければなりません。
- (5) 休学による学年進行
学年進行するためには、各年度末の時点で当該学年における1年以上の在学歴が必要となります。例えば1年生の時に前期もしくは後期のいずれか1学期間の休学をした場合、在籍2年目となる翌年度の一年間も1年生の扱いとなります。このことにより、在籍2年目も1年生対象の科目しか受講できない可能性がありますので、休学する場合は履修計画に注意してください。

6. 再入学

- (1) 学則第25条により退学した者が再び入学を願ひ出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に、入学を許可することがあります（学則第25条第2項）。ただし、再入学を願ひ出たときが、退学した年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (2) 学則第26条第1項第1号により除籍された者が再び入学を願ひ出たときは、原年次に入学を許可することがあります（学則第26条第3項）。ただし、再入学を願ひ出たときが除籍された年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (3) 休学期間の満了するまでに退学を願ひ出て許可された者は、再入学を願ひ出すことができます。
- (4) 再入学を願ひ出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。

7. 編入学・転入学

在学中に、本学の他学部または他大学への編入学・転入学をすることになった場合は、その旨を短期大学部教務課窓口へ速やかに報告してください。

8. 9月卒業

前期末（9月30日）で卒業要件（修得単位・在学期間）を充足することとなる学生が、届出期間内に9月卒業の希望申込をした場合には、9月30日付で卒業の認定を受けることができます（要件充足者について、自動的に卒業認定を行うことはありません）。詳細については短期大学部教務課窓口で相談してください。